

事務連絡
令和4年11月8日

各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
放送大学学園担当課

文部科学省高等教育局大学教育・入試課

教育課程等特例認定大学等の認定の申請等について（依頼）

「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第34号）により、教育課程等に係る特例制度が創設されたところです。本特例制度の趣旨は、大学等において、内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件として、教育課程等に係る特例対象規定の一部又は全部によらないことができる特例制度を新設することで、基準によらない大学の創意工夫に基づく先導的な取組の促進と、その効果検証を踏まえ、今後の大学設置基準の改善等につながることを期待するものです。

この度、教育課程等特例認定大学等（「教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程」（令和4年文部科学省告示第131号。以下「認定規程」という。）第1条に規定する教育課程等特例認定大学等をいう。以下同じ。）の認定の申請を受け付けることとしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 申請方法等について

認定規程（別添1）、「教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程に関する実施要項」（令和4年11月8日文部科学省高等教育局長決定。以下「実施要項」という。）（別添2）及び「大学設置基準等における教育課程等の特例制度について（解説資料）」（別添3）その他の[文部科学省ホームページ「教育課程等に係る特例制度」](#)（以下単に「文部科学省ホームページ」という。）に掲載する関係資料等も確認の上、以下の記載に沿って申請いただくようお願いいたします。

（1）申請書類

- ① 申請書（実施要項 様式1）

- ② 申請計画書（実施要項 様式2）
- ③ 教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（実施要項 様式3）
 - ※ 申請書類の様式は、上記の文部科学省ホームページからダウンロードいただくようお願いします。
 - ※ 申請に当たっては、①～③の書類全てを1つのファイルにし、ファイル名を「【大学等名】教育課程等特例認定大学等の認定の申請書」とした上で、Word及びPDFの両方の形式で提出いただくようお願いします。

（2）申請先

大学教育・入試課法規係 (daigakuc@mext.go.jp) 宛てに電子媒体を提出

- ※ 学内の決裁規則上、学長印を押印する必要があるなど、特段の理由がある場合には、申請書類の郵送を妨げるものではありませんが、その場合も必ず写しを電子媒体で提出いただくようお願いします。

（3）申請期限

第一次期限：令和4年12月28日（水）17時まで

第二次期限：令和5年3月31日（金）17時まで

- ※ 今後のスケジュールについては、解説資料のP.25を御確認ください。

（4）その他

大学教育・入試課において、教育課程等に係る特例制度についての各大学等からのオンラインによる相談（Web相談。1回につき最大50分）を受け付けることとします。詳細については、文部科学省ホームページを御確認ください。

2 説明会の開催について

教育課程等特例認定大学等の認定の申請を受け付けることに伴い、教育課程等に係る特例制度について、以下のとおり説明会を開催します。

（1）開催趣旨

大学等の担当者に対して、「教育課程等に係る特例制度」の具体的な申請手続、審査の進め方その他の運用方法について、適時に周知・広報するためにオンラインで説明会（任意参加）を開催するものです。

（2）開催時期・時間等

11月16日（水）14時～1時間程度（※最大2時間）

（3）開催方法

オンライン形式（「Youtube」によるリアルタイム配信）

事前の申込みは不要です。視聴用URLは後日連絡します。

- ※ 説明会当日に参加できなかった大学等のために、一定期間、関係者が説明会動画を視聴できるようにする予定です。

(4) 質疑等

説明会中の質疑受付・応答は行いませんが、事前に質問を受け付け、集まった質問の中から主だったものを、説明会において回答することとします。教育課程等に係る特例制度の運用方法に関する質問がある場合には、11月14日（月）12時までに、以下の回答フォームから送信してください。

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVMs2kEKJJkjbwPnpL4TCNKFj02dNkQmcADo25SdUM1I5SF1PVEdTOU1QUzZMU0tMV1RKUTgwWi4u>

3 意向調査の実施について

大学等に対し、「教育課程等に係る特例制度」への申請希望を含めた意向を把握することにより、今後の審査体制の整備その他の制度運用全般に生かすことを目的として、今後、意向調査を実施する予定としておりますので、あらかじめ御承知おきください。詳細については、解説資料のP. 27を御確認ください。

【本件担当】

文部科学省高等教育局大学教育・入試課法規係

電話 03-5253-4111（内線3338）

メールアドレス daigakuc@mext.go.jp